

第1 基本方針等	1
1 基本方針	1
2 一般原則	1
人権の擁護及び虐待の防止	1
3 暴力団員の排除	2
第2 人員に関する基準	3
1 看護小規模多機能型居宅介護従業者の員数等	3
2 介護支援専門員	9
3 看護小規模多機能型居宅介護と訪問介護の一体的運営	10
4 管理者	10
5 代表者	12
第3 設備に関する基準	14
1 登録定員及び利用定員	14
2 設備及び備品等	14
3 設備の基準	15
第4 運営に関する基準	17
1 内容及び手続の説明及び同意	17
2 提供拒否の禁止	17
3 サービス提供困難時の対応	17
4 受給資格等の確認	17
5 要介護認定の申請に係る援助	17
6 心身の状況等の把握	18
7 居宅介護支援事業者等との連携	18
8 身分を証する書類の携行	18
9 サービスの提供の記録	19
10 利用料等の受領	19
11 保険給付の請求のための証明書の交付	21
12 基本的取扱方針	21
13 具体的取扱方針	21
14 主治医との関係	24
15 居宅サービス計画の作成	25
16 法定代理受領サービスに係る報告	26
17 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	26
18 看護小規模多機能型居宅介護計画及び報告書の作成	26
19 介護等	28
20 社会生活上の便宜の提供等	28
21 利用者に関する市への通知	29

22	緊急時等の対応	29
23	管理者の責務	29
24	運営規程	30
25	勤務体制の確保等	31
26	定員の順守	32
27	業務継続計画の策定等	33
28	非常災害対策	34
29	衛生管理等	34
30	協力医療機関等	35
31	掲示	36
32	秘密保持等	36
33	広告	37
34	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	37
35	苦情処理	37
36	調査への協力等	37
37	地域との連携等	38
38	居住機能を担う併設施設等への入居	39
39	事故発生時の対応	40
40	虐待の防止	40
41	会計の区分	41
42	安全・質の確保・負担軽減委員会の設置	42
43	記録の整備	42
44	電磁的記録	43
第5	介護給付費の算定及び取扱い	45
1	基本的事項(通則)	45
2	算定基準	46
3	同一建物利用者に対する減算・・・(略)・・・	47
4	登録定員を超えた場合の算定	47
5	従業者の員数が基準を満たさない場合の算定	48
6	身体拘束廃止未実施減算	49
7	高齢者虐待防止未実施減算	49
8	業務継続計画未策定減算	51
9	サービス提供が過少である場合の減算	51
10	サテライト体制未整備減算・・・(略)・・・	52
11	特別地域加算・・・(略)・・・	52
12	中山間地域等サービス提供加算・・・(略)・・・	52
13	訪問看護体制減算	52
14	末期の悪性腫瘍等患者の減算(医療保険の訪問看護を行う場合の減算)	53
15	主治の医師の特別の指示(医療保険の訪問看護を行う場合の減算)	54

16	初期加算	55
17	認知症加算	55
18	認知症行動・心理症状緊急対応加算	59
19	若年性認知症利用者受入加算	59
20	栄養アセスメント加算	60
21	栄養改善加算	62
22	口腔・栄養スクリーニング加算	64
23	口腔機能向上加算	65
24	退院時共同指導加算	68
25	緊急時対応加算	69
26	特別管理加算	70
27	専門管理加算	72
28	ターミナルケア加算	75
29	遠隔地死亡診断補助加算・・(略)・・	76
30	看護体制強化加算	76
31	訪問体制強化加算	78
32	総合マネジメント体制強化加算	79
33	褥瘡マネジメント加算	83
34	排せつ支援加算	87
35	科学的介護推進体制加算	92
36	生産性向上推進体制加算	95
37	サービス種類相互の算定関係	96
38	複数事業所の利用	97
39	サービス提供体制強化加算	97
40	介護職員等処遇改善加算【令和6年6月1日以降】	100
■	根拠法令・通知等の略称の記載について	102